

全国商工会議所青年部連合会

全国会長研修全開催地および主管青年部決定に関する規程

平成 6年 2月 9日	制定
平成 8年 2月 8日	改正
平成 9年 3月 21日	改正
平成 15年 2月 8日	改正
平成 18年 2月 17日	改正
平成 19年 3月 16日	改正
平成 23年 3月 31日	改正

1. 目的

全国商工会議所青年部連合会（以下、本会）全国会長研修会主管（開催）青年部の選定を円滑に実施するための手続き等を次の通り定める。

2. 開催地（主管地）

- (1) 全国9ブロックを
 - ・東地区（北海道、東北、関東）
 - ・中地区（北陸信越、東海、近畿）
 - ・西地区（中国、四国、九州）の3地区に分ける。
- (2) 開催地は、東地区、中地区、西地区の順に3地区を巡回する。
- (3) 各々の地区内での開催地は、ブロック代表理事と地区担当副会長との協議により候補地1ヵ所に選定のうえ本会に推薦し、執行部にて報告・審査する。
なお、開催順に当たる地区でその希望がない場合には、執行部で協議する。
- (4) 開催地は、未開催道府県を優先し全国一巡することを原則とする。但し、ブロック内にて選定された場合は、この限りでない。

3. 主管（開催）

全国会長研修会の主管（開催）を希望する商工会議所青年部は、次の事項を満たしていなければならない。

- (1) 青年部は当該研修会開催年度の4年前の年度末日（3月31日）において、本会加入3年以上を経過していること。
- (2) 所属道府県商工会議所青年部連合会および親会議所からの全面的な協力を受けられること。
- (3) 全国会長研修会を主管する前年度及び当該年度において、本会への出向者を選出すること。
- (4) 本会への会費の滞納がないこと。

4. 主管青年部の選定・届出までの手続き

(1) 開催希望地の照会

本会は、当該研修会開催年度の3年前の年度7月末日までに、開催候補地選定の対象となる地区（東、中、西のいずれか1地区。以下「対象地区」という。）内の各道府県商工会議所青年部連合会宛（道府県商工会議所青年部連合会が未設置の場合は、ブロック代表理事宛）に開催希望照会のための文書を送付する。

(2) 開催希望の意思表示

主管を希望する青年部は、道府県商工会議所青年部連合会を通じて（複数の場合は1カ所に調整）3年前の年度の10月末日までに地区内所定の様式によりブロック代表理事に「全国会長研修会主管立候補意思表示届出書」および添付書類を提出し、意思表示を行う。

(3) 開催候補地の選定

前記(2)の意思表示を受けて、対象地区担当副会長はブロック代表理事と協議の上、3年前の年度の1月末日までに開催候補地の選定を行う。開催希望が複数の場合は、1候補地に調整し選定するものとする。

(4) 開催候補地の届出

選定された開催候補地の青年部は、当該ブロック代表理事を通じて「全国会長研修会主管立候補届出書」および添付書を、本会宛に前々年度の4月初旬までに提出する。

5. 審査・決定

本会が受理した立候補届は、執行部会議において検討し、役員会は、現地調査の報告を踏まえて審議する。主管道道府県青年部連合会および開催地青年部を前々年度の7月末日までに決定し、直ちに当該青年部に通知する。

6. 運営

決定・指名された商工会議所青年部は、「全国会長研修会開催要綱」に基づき準備・運営しなければならない。

以上、本規程は、平成23年度全国会長研修会から適用する。